

国民年金



国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。

令和元年度の免除等の受付は令和元年7月1日から開始され、令和元年7月分から令和2年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1ヵ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、市区役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例の承認を受けたままで追納しなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せられます。

くわしくは、年金事務所へご相談ください。

・ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279・22・1614

令和元年10月1日消費税軽減税率制度が実施されます！

軽減税率制度は**全ての事業者の方**に関係があり、対応には**準備**が必要です。（飲食料品の小売業の方に限りません。）

吾妻法人会と中之条税務署では、皆さんに知っていただくため**下記のとおり制度の説明会を開催します。どなたでも参加できます**ので、ご都合のよい日時・場所の説明会へご参加ください。

開催日時		開催場所	主催者	連絡先
日	時間			
令和元年 7月26日(金)	10:00~11:30	中之条町大字伊勢町1005-1 中之条町ツインプラザ視聴覚室	(一社)吾妻法人会 中之条税務署	中之条税務署 法人課税部門 0279-75-3355(代表)
	14:00~15:30	長野原町大字長野原37-2 長野原町商工会館 小会議室		
令和元年 8月6日(火)	10:00~11:30	中之条町大字伊勢町1005-1 中之条町ツインプラザ視聴覚室		
	14:00~15:30	長野原町大字長野原37-2 長野原町商工会館 小会議室		

中之条税務署からの重要なお知らせ

令和元年10月から、中之条税務署で行っていた申告書の入力などの内部事務を、前橋税務署内の「事務処理センター」で集約処理することとしました。これに伴い、**申告書、届出書等の郵送による提出先が変更となります**。納税証明書の交付、現金領収、窓口での相談(事前予約制)等は、従来通り中之条税務署で行います。

【提出先】〒371-8686 前橋税務署 事務処理センター(中之条税務署)

※郵便番号と宛名のみ記載してください。

【電話相談】中之条税務署 ☎0279-75-3355

※自動音声案内で「1」を選択後、ご相談内容に応じた番号を選択すると電話相談センターにつながります。

※事前予約は、自動音声案内で「2」を選択してください。

令和元年度 自衛官等募集案内

募集種目		資 格	受付期間 (締切日必着)	試 験 日	試験会場	合格発表
航空学生 (海・空)		高卒(見込含) 海上:23歳未満の者 航空:18歳以上 21歳未満の者	7月1日～9月6日	9月16日(月・祝)	勢多会館(前橋市)	1次 10月4日 ※1次合格後に2次試験等 の連絡があります。
一般曹候補生 (陸・海・空)		18歳以上 33歳未満の方	7月1日～9月6日	9月21日(土) 9月22日(日) ※いずれかを指定	太田市浜町勤労会館(太田市) 新町駐屯地(高崎市) 勢多会館(前橋市) ※試験会場は指定されます。	1次 10月4日 ※1次合格後に2次試験等 の連絡があります。
候補生 自衛官	男子	18歳以上 33歳未満の方	年間を通じて 行っています	8月5日(月)、8月25日(日) 9月23日(月・祝)、9月28日(土) ※いずれかを指定	相馬原駐屯地(榛東村) 新町駐屯地(高崎市) ※試験会場は指定されます。	合格発表は、試験日に お知らせします。
	女子	同 上	同 上	8月25日(日)、9月28日(土) 10月20日(日) ※いずれかを指定	同 上	同 上

自衛隊沼田地域事務所 ☎0278-23-4111

●相談・お問い合わせ
吾妻郡消費生活センター
☎0279・75・1166又は消費
者ホットライン「188(いやや)」

申し込み時には、予約内容が確認できる画面をよく確認しましょう。予約後は予約確認メールをすぐに確認することが大切です。不測の事態に備えて画面を印刷し、精算が完了し旅行が終わるまで保管しましょう。

サイト運営事業者の基本情報(名称、住所、代表者、日本の旅行業登録有無等)や顧客対応窓口への問い合わせ手段等を確認しておきましょう。海外事業者が運営するサイトの場合は、日本語対応の可否等も調べましょう。なお、海外の事業者には、日本の旅行業法が適用されず、日本の法律等を用いた交渉が難しい場合があります。

インターネットでの旅行予約は店舗での予約と異なり、対面で詳しく説明を受けることが出来ません。利用規約等をよく読み、予約内容やキャンセル、変更などの契約条件は、申し込みの前に自分自身でよく確かめる必要があります。

ご注意ください
契約条件は自分でよく確認！
インターネットでの旅行予約